

和泉市の移動支援を学ぼう

制度内で「できること」「できないこと」をガイドブックに沿って学んでいきましょう。

か い こ の 学 校

カイゴミライズアカデミー

今回は和泉市の移動支援を対象に説明していきます！

【目次】

- ・移動支援の目的
- ・移動支援対象者
- ・和泉市独自の制度『3カ月合算』
- ・初動加算について
- ・移動支援の対象にならない支援内容
- ・移動支援クイズ！！

以上の内容になっています！

移動支援の目的について※こうのとりの教科書参照

移動支援とは※またの名は『地域支援事業』

単独では外出困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供するサービスです。

(対象と認められる外出)

社会生活上必要なもの

金融機関における手続き・相談

社会生活一般で必要と考えられる外出

商店・デパートでの買い物(趣味、嗜好に関するもの)

結婚式・葬式・法事などの冠婚葬祭

余暇活動等社会参加を目的とするもの

美術館 映画館 コンサート 観劇 カラオケ等

体育館 トレーニングジム プール等

美容院 美容院など

ここで問題です！！

移動支援の報酬は、市町村によって一緒か？それとも統一されているか？

移動支援対象者について

👉 移動支援対象者には4つの種別があります。

①【身体障がい者】

身体障がい者手帳1級等の所持者

②【知的障がい者】

療育手帳の所持者で、障がい特性により自宅外の移動が著しく困難な者。

③【精神障がい者】

精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、障がい特性により自宅外の移動が著しく困難な者。

④【難病等対象者】

上記の手帳所持者と同程度の状態であることが、医師の診断書等により確認できる者。

※以上の4つが移動支援対象者となります。

またまた問題です！！

身体・知的・精神・難病とありますがどのような病気を持った方がここでは対象になるのでしょうか？

和泉市独自『3カ月合算』について

☞『3カ月合算』とは、月あたりの支給量を3ヶ月の合計で管理する方法です。事前にこの制度を利用する場合は、和泉市役所のほうに申請が必要になります。

【3カ月合算の例】

月30時間の支給時間がある利用者様の場合

1～3月分	1月(30H)+2月(30H)+3月(30H)= <u>90H</u>
4～6月分	4月(30H)+5月(30H)+6月(30H)= <u>90H</u>
7～9月分	7月(30H)+8月(30H)+9月(30H)= <u>90H</u>
10～11月分	10月(30H)+11月(30H)+12月(30H)= <u>90H</u>

地域によってルールや単価は違う制度です。
また、サービスに係る資格等も異なっています。
その都度、関わる利用者様の市町村によって把握する必要があります。
※詳しくは、各市町村の市役所(障害担当)にお問い合わせください。

移動支援の加算について

【訪問介護・居宅介護にはいろいろな加算があります】

☞このような加算があります！！

初回加算・処遇改善加算・特定処遇改善加算・特定事業所加算などがあります。

移動支援では、初動加算があります。

和泉市では1回につき●00円？少し前までは900円。

※前までは0円だったのでしょうか？

* 1人の利用者が、同じ日に複数の事業者を利用する場合は、それぞれの事業者で算定することができます。

移動支援の対象にならない支援内容

- ①通勤・営業等の経済活動にかかる外出
- ②通年かつ継続的な習い事等の外出
- ③通所・通学のための利用(継続的な利用でなければ、支給できる場合有り)
- ④競馬・競艇・競輪・パチンコ等、社会通念上適当でない外出
- ⑤介助ができる家族が同行する外出
- ⑥通院のみでの利用
- ⑦入退院時の付き添い
- ⑧単なる「預かり行為」での利用
- ⑨買い物や手続きを、本人が出向くことなくヘルパーが代行すること
- ⑩同居する家族への支援

上記に準ずる外出は、移動支援の対象とならない外出の一例です。

支援は利用者のためのものであり、単に保護者のレスパイトを目的とした支援は原則対象となりません。なお、移動中や目的地において、排泄・更衣・食事介助、危険回避のための付き添いとその他必要な支援、チケット購入等の支援等の具体的な支援を行う必要がなく、単なる待ち時間となる場合も対象となりません。(ヘルパーの拘束時間＝支援対象時間ではありません)

※和泉市移動支援ガイドライン参照

移動支援クイズ！！（和泉市バージョン）

【第一問！】

移動支援には、一日何時間まで使用することができますか？

【第二問！！】

何歳から移動支援は利用できますか？

【第三問！！！】

病院での入院中は利用可能ですか？

【第四問！！！！】

電動車いすの人が、移動支援を利用しても良いですか？

【第五問！！！！】

通学・通勤・通所に移動支援を利用できますか？

【第六問！！！！】

通院の場合で、買い物をしてから帰りたいのですが、行きを「通院等介助」、帰りを「移動支援」として算定することは可能ですか？

移動支援クイズ②！！（和泉市バージョン）

【第七問！】

ヘルパーもしくは事業者が所有する車を用いて移動支援を利用することは可能ですか？

【第八問！！！！】

:居酒屋等、飲酒の場への付き添いは可能ですか？

【第九問！！！！】

外出準備・帰宅準備は算定できますか？